発行登録追補目論見書

令和８年１１月

東日本高速道路株式会社

目　次

頁

【表紙】 1

第一部　【証券情報】 3

第１　【募集要項】 3

１　【新規発行社債（短期社債を除く。）（５年債）】 3

２　【社債の引受け及び社債管理の委託（５年債）】 7

３　【新規発行社債（短期社債を除く。）（７年債）】 7

４　【社債の引受け及び社債管理の委託（７年債）】 12

５　【新規発行社債（短期社債を除く。）（10 年債）】 12

６　【社債の引受け及び社債管理の委託（10 年債）】 17

７　【新規発行による手取金の使途】 17

第２　【売出要項】 17

【募集又は売出しに関する特別記載事項】 17

第３　【第三者割当の場合の特記事項】 20

第４　【その他の記載事項】 20

第二部　【公開買付け又は株式交付に関する情報】 21

第三部　【参照情報】 22

第１　【参照書類】 22

第２　【参照書類の補完情報】 22

第３　【参照書類を縦覧に供している場所】 22

第四部　【保証会社等の情報】 23

第１　【保証会社情報】 23

第２　【保証会社以外の会社の情報】 23

１　【当該会社の情報の開示を必要とする理由】 23

２　【継続開示会社たる当該会社に関する事項】 23

３　【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】 23

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面 26

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移 27

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	８－関東１－４
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和８年11月12日
【会社名】	東日本高速道路株式会社
【英訳名】	East Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　吉　岡　幹　夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目３番２号
【電話番号】	03-3506-0111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務・経理本部経理財務部長　　村　岡　敏
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目３番２号
【電話番号】	03-3506-0111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務・経理本部経理財務部長　　村　岡　敏
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	第138回社債（５年債）　10,000百万円 第139回社債（７年債）　17,000百万円 第140回社債（10年債）　9,000百万円 計　36,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	令和８年２月20日
効力発生日	令和８年３月１日
有効期限	令和10年２月29日
発行登録番号	８－関東１
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額　1,420,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
８－関東１－１	令和８年４月16日	185,000百万円	－	－
８－関東１－２	令和８年７月９日	169,000百万円	－	－
８－関東１－３	令和８年９月10日	65,000百万円	－	－
実績合計額(円)		419,000百万円 (419,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】　(発行予定額－実績合計額－減額総額)　1,001,000百万円
(1,001,000百万円)

(注)残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】　(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)　－円

【安定操作に関する事項】　該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】　該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第１ 【募集要項】

１ 【新規発行社債（短期社債を除く。）（５年債）】

銘柄	東日本高速道路株式会社第138回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	1,000万円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年2.402％
利払日	毎年５月30日及び11月30日
利息支払の方法	１．利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和９年５月30日を第１回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年５月及び11月の各30日にその日までの前半箇年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半箇年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半箇年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 ２．利息の支払場所 別記((注)「15. 元利金の支払」)記載のとおり。
償還期限	令和13年11月27日
償還の方法	１．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 ２．償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、令和13年11月27日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。 ３．償還元金の支払場所 別記((注)「15. 元利金の支払」)記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	令和８年11月12日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	令和８年11月27日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町７番１号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」という。)第８条の定めるところにより、当社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約(担保提供制限)	該当条項なし(本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)
財務上の特約(その他の条項)	該当条項なし

(注)

１．信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本社債について、当社はR&IからAA+(ダブルAプラス)の信用格付を令和８年11月12日付で取得して

いる。
R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。
R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。
利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。
一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。
本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
R&I：電話番号03-6273-7471

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)
本社債について、当社はムーディーズからＡ１(シングルAワン)の信用格付を令和８年11月12日付で取得している。
ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。
本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(https://www.moodys.com/web/ja/jp.html)の「信用格付事業」の「詳細を見る」をクリックして表示される「格付・規制」の「格付ニュース」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
ムーディーズ：電話番号03-5408-4100

(3) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)
本社債について、当社はJCRからAAA(トリプルA)の信用格付を令和８年11月12日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(https://www.jcr.co.jp/)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(https://www.jcr.co.jp/release/)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

２．社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとする。

３．社債管理者

株式会社みずほ銀行

４．独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による本社債の併存的債務引受け

(1) 当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」という。)第15条第１項の規定において独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務を引き受けることとされている、その費用に充てるために本社債を発行する。機構法第15条第１項に基づき、当社が本社債に係る債務を機構に引き受けさせる債務として選定し、機構によりかかる債務の引受け(以下「本件債務引受け」という。)が行われた後は、機構は、当社と連帯して本社債に係る債務を負担するものとする。

(2) 本件債務引受け後は、上記(1)の規定にかかわらず、本社債の社債権者に対して負担する本社債に係る債務の履行に関する主たる取扱は機構が行うものとする。

(3) 当社及び機構は、本件債務引受け後遅滞無く、本件債務引受けが行われた旨、本件債務引受けが行われた日及び下記(8)に規定する社債管理者による確認が行われた旨を、本(注)７に定める方法により、本社債の社債権者に通知するものとする。

(4) 本件債務引受け後、本社債の社債権者は、機構法第15条第２項の定めるところにより、機構の財産についても他の債権者(ただし、日本高速道路保有・債務返済機構債券(以下「機構債券」という。)の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除く。)に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

(5) 上記(4)の先取特権の順位は、機構法第15条第３項の定めるところにより、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者の先取特権と同順位となる。

(6) 本件債務引受け後、本(注)５本文において「当社」とあるのは「当社及び機構」と、「本社債」とあるのは「本社債に係る債務」と読み替えるものとし、本(注)７において「当社」とあるのは「当社及び機構」と読み替えるものとする。

(7) 本件債務引受け後、社債権者集会の決議その他の方法により本社債に係る債務の内容に変更が生じ、機構がその変更につき承認した場合には、機構が負担する本社債に係る債務の内容もこれと同様の内容の変更が生じるものとする。

(8) 上記(2)、(3)及び(6)、本(注)６並びに本(注)11の規定は、機構が本件債務引受けにおいて当該規定の内容を承認し、かつ社債管理者が当該承認を確認した場合に限り、その効力を発するものとし、社債管理者は、当該確認を行った場合にはその旨を当社に通知するものとする。

５．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債について期限の利益を失う。

(1) 別記「償還の方法」欄第２項又は別記「利息支払の方法」欄第１項の規定に違背し、５営業日以内に履行又は治癒しないとき。

(2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき。

(3) 機構が、機構債券、道路債券(以上を総称して、以下「機構債券等」という。)又は機構が債務引受けを行った本社債以外の社債に係る債務について期限の利益を喪失したとき。

(4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

(5) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をしたとき。

(6) 当社が解散(合併の場合を除く。)の決議を行い、かかる決議につき高速道路会社法の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けた時点で、本社債の総額につき機構等の法人に承継されることを定める法令が公布されない等、本社債が適切に取り扱われないことが明らかなとき。

(7) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

(8) 機構が解散することを定める法令が公布され、かつ当該解散の日までに本社債に関する機構法第12条第１項第３号に定める業務を実施する者が定められなかったとき。

(9) 当社が高速道路会社法の定める事業の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はこれらに類似する事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当社にその旨を通知したとき。

６．期限の利益喪失に関する本件債務引受け後の追加特約

当社及び機構は、本件債務引受けがなされた後に、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債に係る債務について期限の利益を失う。

(1) 機構が、機構債券等及び債務引受けを行った社債に係る債務を除く借入金債務(機構が債務引受けを行った借入金債務を含む。)について期限の利益を喪失したとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

(2) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構の解散により機構の債務を承継した他の法人に対して、株式会社における破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

７．社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、当社は、法令に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市において発行する各１種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

８．社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の３週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の１週間前までに社債権者の請求があったときは、ただちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。

(2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額(償還済みの額を除く。また、当社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の１以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第３項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示の上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

(4) 上記(1)ないし(3)に定めるほか、当社と社債管理者が協議の上社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。

(5) 上記(1)及び(4)の公告は、本(注)７に定める方法による。

９．社債管理者への通知

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

(1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。

(2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。

(3) 事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。

(4) 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。)をしようとするとき。

10. 社債管理者への事業概況等の報告

(1) 当社は、毎事業年度、社債管理者に事業の概況を報告し、その決算等については書面をもって社債管理者にこれを通知する。

(2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当社に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれを調査の上その改善その他を求めることができる。

11. 本件債務引受け後の機構による社債管理者への事業概況等の報告

(1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書面を社債管理者に提出する。

(2) 機構は、機構法に定める機構の業務又は組織につき変更が生じた場合には、社債管理者にこれを通知する。

(3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、機構に対し、その事業、資産の概況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

12. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法第676条第８号に掲げる事項について定めないものとする。

13. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第２項本文の規定を適用しないものとする。

14. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

15. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

２ 【社債の引受け及び社債管理の委託（５年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額(百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	3,600	１.引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 ２.本社債の引受手数料は総額2,250万円とする。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号	3,600	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号	2,800	
計	―	10,000	―

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目５番５号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に16万円を支払うこととしている。

３ 【新規発行社債（短期社債を除く。）（７年債）】

銘柄	東日本高速道路株式会社第139回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額(円)	金17,000百万円
各社債の金額(円)	1,000万円

発行価額の総額(円)	金17,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年2.640%
利払日	毎年５月30日及び11月30日
利息支払の方法	１．利息支払の方法及び期限 (1)　本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和９年５月30日を第１回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年５月及び11月の各30日にその日までの前半箇年分を支払う。 (2)　利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)　半箇年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半箇年の日割をもってこれを計算する。 (4)　償還期日後は利息をつけない。 ２．利息の支払場所 別記((注)「15. 元利金の支払」)記載のとおり。
償還期限	令和15年11月25日
償還の方法	１．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 ２．償還の方法及び期限 (1)　本社債の元金は、令和15年11月25日にその総額を償還する。 (2)　償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)　本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。 ３．償還元金の支払場所 別記((注)「15. 元利金の支払」)記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	令和８年11月12日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	令和８年11月27日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町７番１号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」という。)第８条の定めるところにより、当社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約(担保提供制限)	該当条項なし(本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)
財務上の特約(その他の条項)	該当条項なし

(注)

１．信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1)　株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本社債について、当社はR&IからAA+(ダブルAプラス)の信用格付を令和８年11月12日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情

報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)

本社債について、当社はムーディーズからＡ１(シングルAワン)の信用格付を令和８年11月12日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(https://www.moodys.com/web/ja/jp.html)の「信用格付事業」の「詳細を見る」をクリックして表示される「格付・規制」の「格付ニュース」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号03-5408-4100

(3) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当社はJCRからAAA(トリプルA)の信用格付を令和８年11月12日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその

他の理由により誤りが存在する可能性がある。
本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(https://www.jcr.co.jp/)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(https://www.jcr.co.jp/release/)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
JCR：電話番号03-3544-7013

２．社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用
本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとする。

３．社債管理者
株式会社みずほ銀行

４．独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による本社債の併存的債務引受け
(1) 当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」という。)第15条第１項の規定において独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務を引き受けることとされている、その費用に充てるために本社債を発行する。機構法第15条第１項に基づき、当社が本社債に係る債務を機構に引き受けさせる債務として選定し、機構によりかかる債務の引受け(以下「本件債務引受け」という。)が行われた後は、機構は、当社と連帯して本社債に係る債務を負担するものとする。
(2) 本件債務引受け後は、上記(1)の規定にかかわらず、本社債の社債権者に対して負担する本社債に係る債務の履行に関する主たる取扱は機構が行うものとする。
(3) 当社及び機構は、本件債務引受け後遅滞無く、本件債務引受けが行われた旨、本件債務引受けが行われた日及び下記(8)に規定する社債管理者による確認が行われた旨を、本(注)７に定める方法により、本社債の社債権者に通知するものとする。
(4) 本件債務引受け後、本社債の社債権者は、機構法第15条第２項の定めるところにより、機構の財産についても他の債権者(ただし、日本高速道路保有・債務返済機構債券(以下「機構債券」という。)の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除く。)に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
(5) 上記(4)の先取特権の順位は、機構法第15条第３項の定めるところにより、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者の先取特権と同順位となる。
(6) 本件債務引受け後、本(注)５本文において「当社」とあるのは「当社及び機構」と、「本社債」とあるのは「本社債に係る債務」と読み替えるものとし、本(注)７において「当社」とあるのは「当社及び機構」と読み替えるものとする。
(7) 本件債務引受け後、社債権者集会の決議その他の方法により本社債に係る債務の内容に変更が生じ、機構がその変更につき承認した場合には、機構が負担する本社債に係る債務の内容もこれと同様の内容の変更が生じるものとする。
(8) 上記(2)、(3)及び(6)、本(注)６並びに本(注)11の規定は、機構が本件債務引受けにおいて当該規定の内容を承認し、かつ社債管理者が当該承認を確認した場合に限り、その効力を発するものとし、社債管理者は、当該確認を行った場合にはその旨を当社に通知するものとする。

５．期限の利益喪失に関する特約
当社は、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債について期限の利益を失う。
(1) 別記「償還の方法」欄第２項又は別記「利息支払の方法」欄第１項の規定に違背し、５営業日以内に履行又は治癒しないとき。
(2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき。
(3) 機構が、機構債券、道路債券(以上を総称して、以下「機構債券等」という。)又は機構が債務引受けを行った本社債以外の社債に係る債務について期限の利益を喪失したとき。
(4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

(5) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をしたとき。

(6) 当社が解散(合併の場合を除く。)の決議を行い、かかる決議につき高速道路会社法の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けた時点で、本社債の総額につき機構等の法人に承継されることを定める法令が公布されない等、本社債が適切に取り扱われないことが明らかなとき。

(7) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

(8) 機構が解散することを定める法令が公布され、かつ当該解散の日までに本社債に関する機構法第12条第１項第３号に定める業務を実施する者が定められなかったとき。

(9) 当社が高速道路会社法の定める事業の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はこれらに類似する事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当社にその旨を通知したとき。

６．期限の利益喪失に関する本件債務引受け後の追加特約

当社及び機構は、本件債務引受けがなされた後に、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債に係る債務について期限の利益を失う。

(1) 機構が、機構債券等及び債務引受けを行った社債に係る債務を除く借入金債務(機構が債務引受けを行った借入金債務を含む。)について期限の利益を喪失したとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

(2) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構の解散により機構の債務を承継した他の法人に対して、株式会社における破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

７．社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、当社は、法令に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市において発行する各１種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

８．社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の３週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の１週間前までに社債権者の請求があったときは、ただちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。

(2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額(償還済みの額を除く。また、当社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の１以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第３項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示の上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

(4) 上記(1)ないし(3)に定めるほか、当社と社債管理者が協議の上社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。

(5) 上記(1)及び(4)の公告は、本(注)７に定める方法による。

９．社債管理者への通知

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

(1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。

(2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。

(3) 事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。

(4) 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。)をしようとするとき。

10．社債管理者への事業概況等の報告

(1) 当社は、毎事業年度、社債管理者に事業の概況を報告し、その決算等については書面をもって社債管理者にこれを通知する。

(2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当社に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれを調査の上その改善その他を求めることができる。

11. 本件債務引受け後の機構による社債管理者への事業概況等の報告

(1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書面を社債管理者に提出する。

(2) 機構は、機構法に定める機構の業務又は組織につき変更が生じた場合には、社債管理者にこれを通知する。

(3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、機構に対し、その事業、資産の概況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

12. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法第676条第８号に掲げる事項について定めないものとする。

13. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第２項本文の規定を適用しないものとする。

14. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

15. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

４ 【社債の引受け及び社債管理の委託（７年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額（百万円）	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	5,000	１．引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 ２．本社債の引受手数料は総額4,675万円とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	5,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号	5,000	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	2,000	
計	―	17,000	―

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目５番５号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に32万３千円を支払うこととしている。

５ 【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	東日本高速道路株式会社第140回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)
記名・無記名の別	－
券面総額又は振替社債の総額(円)	金9,000百万円
各社債の金額(円)	1,000万円
発行価額の総額(円)	金9,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年3.080％
利払日	毎年５月30日及び11月30日
利息支払の方法	１．利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和９年５月30日を第１回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年５月及び11月の各30日にその日までの前半箇年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

	(3) 半箇年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半箇年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 ２．利息の支払場所 別記((注)「15. 元利金の支払」)記載のとおり。
償還期限	令和18年11月27日
償還の方法	１．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 ２．償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、令和18年11月27日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。 ３．償還元金の支払場所 別記((注)「15. 元利金の支払」)記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	令和８年11月12日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	令和８年11月27日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町７番１号
担保	本社債は一般担保付であり、本社債の社債権者は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)(以下「高速道路会社法」という。)第８条の定めるところにより、当社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
財務上の特約(担保提供制限)	該当条項なし(本社債は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。)
財務上の特約(その他の条項)	該当条項なし

(注)

１．信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)

本社債について、当社はR&IからAA+(ダブルAプラス)の信用格付を令和８年11月12日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資に当たって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、シ

ステム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社(以下「ムーディーズ」という。)

本社債について、当社はムーディーズからA１(シングルAワン)の信用格付を令和８年11月12日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、(明示的、黙示的を問わず)いかなる保証も行っていない。発行体又は債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、又は公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(https://www.moodys.com/web/ja/jp.html)の「信用格付事業」の「詳細を見る」をクリックして表示される「格付・規制」の「格付ニュース」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号03-5408-4100

(3) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

本社債について、当社はJCRからAAA(トリプルA)の信用格付を令和８年11月12日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(https://www.jcr.co.jp/)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(https://www.jcr.co.jp/release/)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

２．社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとする。

３．社債管理者

株式会社みずほ銀行

4．独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による本社債の併存的債務引受け

(1) 当社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」という。)第15条第１項の規定において独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務を引き受けることとされている、その費用に充てるために本社債を発行する。機構法第15条第１項に基づき、当社が本社債に係る債務を機構に引き受けさせる債務として選定し、機構によりかかる債務の引受け(以下「本件債務引受け」という。)が行われた後は、機構は、当社と連帯して本社債に係る債務を負担するものとする。

(2) 本件債務引受け後は、上記(1)の規定にかかわらず、本社債の社債権者に対して負担する本社債に係る債務の履行に関する主たる取扱は機構が行うものとする。

(3) 当社及び機構は、本件債務引受け後遅滞無く、本件債務引受けが行われた旨、本件債務引受けが行われた日及び下記(8)に規定する社債管理者による確認が行われた旨を、本(注)７に定める方法により、本社債の社債権者に通知するものとする。

(4) 本件債務引受け後、本社債の社債権者は、機構法第15条第２項の定めるところにより、機構の財産についても他の債権者(ただし、日本高速道路保有・債務返済機構債券(以下「機構債券」という。)の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除く。)に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

(5) 上記(4)の先取特権の順位は、機構法第15条第３項の定めるところにより、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者の先取特権と同順位となる。

(6) 本件債務引受け後、本(注)５本文において「当社」とあるのは「当社及び機構」と、「本社債」とあるのは「本社債に係る債務」と読み替えるものとし、本(注)７において「当社」とあるのは「当社及び機構」と読み替えるものとする。

(7) 本件債務引受け後、社債権者集会の決議その他の方法により本社債に係る債務の内容に変更が生じ、機構がその変更につき承認した場合には、機構が負担する本社債に係る債務の内容もこれと同様の内容の変更が生じるものとする。

(8) 上記(2)、(3)及び(6)、本(注)６並びに本(注)11の規定は、機構が本件債務引受けにおいて当該規定の内容を承認し、かつ社債管理者が当該承認を確認した場合に限り、その効力を発するものとし、社債管理者は、当該確認を行った場合にはその旨を当社に通知するものとする。

5．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債について期限の利益を失う。

(1) 別記「償還の方法」欄第２項又は別記「利息支払の方法」欄第１項の規定に違背し、５営業日以内に履行又は治癒しないとき。

(2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき。

(3) 機構が、機構債券、道路債券(以上を総称して、以下「機構債券等」という。)又は機構が債務引受けを行った本社債以外の社債に係る債務について期限の利益を喪失したとき。

(4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

(5) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立をしたとき。

(6) 当社が解散(合併の場合を除く。)の決議を行い、かかる決議につき高速道路会社法の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けた時点で、本社債の総額につき機構等の法人に承継されることを定める法令が公布されない等、本社債が適切に取り扱われないことが明らかなとき。

(7) 当社が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

(8) 機構が解散することを定める法令が公布され、かつ当該解散の日までに本社債に関する機構法第12条第１項第３号に定める業務を実施する者が定められなかったとき。

(9) 当社が高速道路会社法の定める事業の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はこれらに類似する事由により本社債の社債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認め、当社にその旨を通知したとき。

６．期限の利益喪失に関する本件債務引受け後の追加特約

当社及び機構は、本件債務引受けがなされた後に、次の各場合に該当したときは、ただちに本社債に係る債務について期限の利益を失う。

(1) 機構が、機構債券等及び債務引受けを行った社債に係る債務を除く借入金債務(機構が債務引受けを行った借入金債務を含む。)について期限の利益を喪失したとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

(2) 法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構の解散により機構の債務を承継した他の法人に対して、株式会社における破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。

７．社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、当社は、法令に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市において発行する各１種以上の新聞紙によりこれを行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

８．社債権者集会に関する事項

(1) 本社債の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の３週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。当該公告をした場合、招集者は、社債権者集会の日の１週間前までに社債権者の請求があったときは、ただちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付する。

(2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本社債及び本社債と同一種類の社債の総額の合計額(償還済みの額を除く。また、当社が有する当該種類の社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の１以上に当たる社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第３項の規定により交付を受けた書面を社債管理者に提示の上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

(4) 上記(1)ないし(3)に定めるほか、当社と社債管理者が協議の上社債権者集会に関し必要と認められる手続がある場合は、これを公告する。

(5) 上記(1)及び(4)の公告は、本(注)７に定める方法による。

９．社債管理者への通知

当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

(1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。

(2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。

(3) 事業の全部又は重要な事業の一部を休止又は廃止しようとするとき。

(4) 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転(いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。)をしようとするとき。

10. 社債管理者への事業概況等の報告

(1) 当社は、毎事業年度、社債管理者に事業の概況を報告し、その決算等については書面をもって社債管理者にこれを通知する。

(2) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、当社に対し、その事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれを調査の上その改善その他を求めることができる。

11. 本件債務引受け後の機構による社債管理者への事業概況等の報告

(1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書面を社債管理者に提出する。

(2) 機構は、機構法に定める機構の業務又は組織につき変更が生じた場合には、社債管理者にこれを通知する。

(3) 社債管理者は、本社債の社債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、機構に対し、その事業、資産の概況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。

12. 社債管理者による倒産手続に属する行為

本社債については、会社法第676条第８号に掲げる事項について定めないものとする。

13. 社債管理者による異議

本社債については、会社法第740条第２項本文の規定を適用しないものとする。

14. 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

15. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

6 【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額（百万円）	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	3,500	1.引受人は本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2.本社債の引受手数料は総額2,700万円とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	3,500	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番１号	2,000	
計	―	9,000	―

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目５番５号	本社債の管理委託手数料については、社債管理者に19万８千円を支払うこととしている。

7 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
36,000	96	35,904

（注）上記金額は、第138回社債、第139回社債及び第140回社債の合計金額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額35,904百万円は、全額を、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法(昭和31年法律第７号)(以下「特措法」という。)第51条第２項ないし第４項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金として、当事業年度(令和８年４月１日から令和９年３月31日まで)中に充当する予定であります。

第２ 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受けについて

当社は、高速道路会社法及び日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)に基づき設立された事業法人であり、特措法に基づき行う高速道路(注１)の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしております。

当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、高速道路会社法第６条第１項及び機構法第13条第１項の規定に基づき、平成18年３月31日に機構との間で締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」(その後の変更を含み、以下「協定」という。)の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第１項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産(注２)が特措法第51条第２項ないし第４項の規定により機構に帰属する時(注３)において機構法第14条第１項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復

旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。

当社と機構は、債務の引受けについては併存的債務引受けの方法によること、債券債務が機構により併存的に引き受けられた場合には、当社及び機構が同旨を社債管理者に通知し、かかる通知の後、遅滞なく同旨を公告すること等について確認しており、本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により併存的に債務引受けされることとなります。本件債務引受けにより機構が当社から本社債に係る債務を引き受けた場合には、機構法第15条第２項の規定により、本社債の社債権者は、機構の財産について他の債権者(ただし、機構債券の債権者及び機構が債務引受けを行った本社債以外の社債の社債権者を除く。)に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。なお、本社債発行後に当社が新たに発行する社債が、本社債に先んじて機構により債務引受けされる場合があり、また、本社債に係る債務引受けが適時に行われない場合には、本社債の元本の償還及び利払いが重要な影響を受ける可能性があります。

協定の詳細については、後記「第三部　参照情報　第１　参照書類　１　有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書中に記載する「第一部　企業情報　第２　事業の状況　５　重要な契約等　(1)機構と締結する協定について」を併せてご参照ください。

(注) １．高速道路会社法第２条第２項に規定する高速道路をいいます。

２．道路（道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路をいう。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除く。）をいいます。

３．当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

サステナビリティボンド及びソーシャルボンドとしての適格性について

当社はサステナビリティ・ファイナンスのために、「ソーシャルボンド原則2023(注１)」、「グリーンボンド原則2021(注２)」、「サステナビリティボンド・ガイドライン2021(注３)」、「ソーシャルボンドガイドライン2021年版(注４)」、「グリーンボンドガイドライン2022年版(注５)」、「ソーシャルローン原則2023(注６)」、「グリーンローン原則2023(注７)」及び「グリーンローンガイドライン2022年版(注８)」（以下総称して「原則等」という。）に即したサステナビリティ・ファイナンス・フレームワーク(以下「本フレームワーク」という。)を策定しました。

当社は本フレームワークに基づき、サステナビリティボンドとして第138回社債を、ソーシャルボンドとして第139回社債及び第140回社債を発行します。

本フレームワークに対する第三者評価として、R&Iより、本フレームワークに従って実施する資金調達が原則等に適合していることを表明するサステナビリティ・ファイナンスのセカンドオピニオン(注９)を取得しております。

(注) １．「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2023」（以下「SBP」という。）とは、国際資本市場協会(以下「ICMA」という。)が事務局機能を担う民間団体であるグリーン・ソーシャルボンド原則執行委員会(Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているソーシャルボンドの発行等に係るガイドラインです。

２．「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2021」（以下「GBP」という。）とは、ICMAが事務局機能を担う民間団体であるグリーン・ソーシャルボンド原則執行委員会(Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行等に係るガイドラインです。

３．「サステナビリティボンド・ガイドライン(Sustainability Bond Guidelines)2021」とは、ICMAにより策定されているサステナビリティボンドの発行等に係るガイドラインです。

４．「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」とは、SBPとの整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、ソーシャルボンドを国内でさらに普及させることを目的として、金融庁により策定されているガイドラインです。

5．「グリーンボンドガイドライン2022年版」とは、GBPとの整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的として、環境省により策定されているガイドラインです。

6．「ソーシャルローン原則(Social Loan Principles)2023」とは、ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）及びローンシンジケーション・トレーディング協会（LSTA）（以下「LMA等」という。）により策定されている、社会的分野に使途を限定する融資のガイドラインです。

7．「グリーンローン原則(Green Loan Principles)2023」（以下「GLP」という。）とは、LMA等により策定されている、環境分野に使途を限定する融資のガイドラインです。

8．「グリーンローンガイドライン2022年版」とは、GLPとの整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省により策定されているガイドラインです。

9．「サステナビリティ・ファイナンスのセカンドオピニオン」とは、サステナビリティボンド発行等のフレームワークについて、原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。

サステナビリティ・ファイナンス・フレームワークについて

当社はサステナビリティ・ファイナンスを目的として、原則等が定める４つの要件(調達資金の使途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポーティング)に適合するフレームワークを以下のとおり策定しました。

１．調達資金の使途

本フレームワークに基づき調達した資金を以下の６つのプロジェクトに充当するものとします。

ソーシャルプロジェクト

(1) 地方圏の産業・観光投資を誘発する都市・地域づくりの推進
- 管内高速道路ネットワーク整備
- 管内４車線化の整備による高速道路機能強化
- 付加車線事業による円滑な交通確保

(2) 切迫する巨大地震・津波や激甚化する気象災害へのリスク軽減
- 災害時の速やかな高速道路機能回復のための耐震補強推進
- ４車線化等によるリダンダンシーの強化

(3) 交通安全の確保
- 逆走防止対策
- 暫定２車線区間の正面衝突事故防止対策

(4) 環境保全の推進
- 高速道路ネットワーク整備による渋滞緩和効果に基づくCO2抑制
- 設備の省エネルギー化、盛土のり面の樹木形成等によるCO2削減
- 事業に伴うエネルギー・物質のリサイクル

(5) インフラの老朽化対策
- 高速道路リニューアルプロジェクトの推進

グリーンプロジェクト

(6) 気候変動に適応した道路ネットワークの代替性確保
- 大雪時の積雪又は大雨によって発生した土砂災害による道路ネットワークの寸断を防止することを目的とした４車線化事業

２．プロジェクトの評価と選定のプロセス

(1) 高速道路整備事業

国が定める新規事業採択時評価実施要領に基づき、投資効率・費用対便益・事業の影響等を評価し、都道府県・政令指定都市や学識者等の意見を踏まえて事業採択します。

事業採択後においても、国が定める評価要領に基づき、当社の設置する事業評価監視委員会にて再評価及び事後評価を実施し、事業の継続や中止、環境の影響を踏まえた必要措置等を判断します。

(2) 高速道路修繕事業

道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)により５年に１回の頻度で目視による点検が義務付けられており、当社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社による委員会で意思決定された点検実施基準等に基づく点検結果等を踏まえ、事業の評価・選定を実施します。

３．調達資金の管理

調達資金は、法令等に基づき、道路管理事業やその他事業から区分された道路建設等事業に充当され、厳格に管理します。

調達資金の充当状況は、当社の会計システムで管理します。なお、機構との協定に基づく収支予算の明細においても開示されており、本明細は１年に２回程度の頻度で更新します。

調達資金は、原則調達年度内に対象プロジェクトに充当することを想定していますが、未充当資金は、社内規定に基づき１年以内の安全性の高い金融資産で運用します。

４．レポーティング

対象プロジェクトの進捗や資金充当状況は、当社及び機構ウェブサイトで公開します。

その他、当社業務全般や財務状況について、当社レポート等で公開します。詳細は当社ウェブサイト掲載の「サステナビリティ・ファイナンスの概要について」をご確認ください。

第３ 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第４ 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第１ 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第２ 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第３ 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第１ 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１ 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第21期(自 令和７年４月１日 至 令和８年３月31日) 令和８年６月26日関東財務局長に提出

第２ 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(令和８年11月12日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日(令和８年11月12日)現在においても変更の必要はないと判断しております。

第３ 【参照書類を縦覧に供している場所】

東日本高速道路株式会社本店

(東京都千代田区霞が関三丁目３番２号)

第四部 【保証会社等の情報】
第１【保証会社情報】
該当事項はありません。

第２【保証会社以外の会社の情報】
１【当該会社の情報の開示を必要とする理由】
本発行登録追補書類により募集する東日本高速道路株式会社第 138 回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)、東日本高速道路株式会社第 139 回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)及び東日本高速道路株式会社第 140 回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)(以下「本社債」と総称します。)には保証は付されません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成 16 年法律第 100 号)(以下「機構法」といいます。)第 15 条第１項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注１)に係る道路資産(注２)が道路整備特別措置法(昭和 31 年法律第７号)(以下「特措法」といいます。)第 51 条第２項ないし第４項の規定により機構に帰属する時(注３)において、機構法第 14 条第１項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。本社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が本社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により併存的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものであります。

債務引受けの詳細については、参照書類としての有価証券報告書「第一部 企業情報 第２ 事業の状況 ４ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ２ 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 (1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等の状況に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」を併せてご参照ください。

(注) １． 高速道路株式会社法(平成 16 年法律第 99 号)第２条第２項に規定する高速道路をいいます。
２． 道路(道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第２条第１項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。)をいいます。
３． 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は、特措法第 51 条第２項に定める機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

２【継続開示会社たる当該会社に関する事項】
該当事項はありません。

３【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成 17 年 10 月１日に設立された独立行政法人です。

本発行登録追補書類提出日(令和８年 11 月 12 日)現在の機構の概要は下記のとおりです。

① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
③ 主たる事務所の所在地
神奈川県横浜市西区高島一丁目１番２号
子会社及び関連会社はありません(令和８年３月 31 日現在)。

④　役員

機構法第７条第１項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事２人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。

また、同条第２項の規定により、役員として理事３人以内を置くことができるとされており、３名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、役員の任期は以下のとおりです。

理事長・・・令和 12 年３月 31 日まで(中期目標の期間の末日まで)

理　事・・・令和９年９月 30 日まで(２年)

監　事・・・令和 11 年度の財務諸表承認日まで(中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで)

⑤　資本金及び資本構成

令和８年３月 31 日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

Ⅰ 資本金	5,651,849 百万円
政府出資金	4,120,299 百万円
地方公共団体出資金	1,531,549 百万円
Ⅱ 資本剰余金	838,494 百万円
資本剰余金	2,777 百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第 15 条による積立金	850,932 百万円
その他行政コスト累計額	△15,216 百万円
減価償却相当累計額(△)	△13,057 百万円
減損損失相当累計額(△)	△2,061 百万円
除売却差額相当累計額(△)	△97 百万円
Ⅲ 利益剰余金	10,131,725 百万円
純資産合計	16,622,068 百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第 38 条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第 19 条第４項)及び会計監査人(通則法第 39 条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和 22 年法律第 73 号)第 22 条第５号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥　事業の内容

(a) 目的

高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること

(b) 業務の範囲

(１) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け

(２) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)

(３) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)

(４) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け

(５) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け

(６) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除きます。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け

(７) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する自動車駐車場(高速道路に附属する道路の附属物であるものに限ります。)の整備(高速道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設の整備と一体的に行うものに限ります。)に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け

(８) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け

(９) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成

(10) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法及び災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務

(11) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和 56 年法律第 72 号)に規定する業務

(12) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理

(13) (12)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

(ⅰ) 機構法

(ⅱ) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成 17 年政令第 202 号)

(ⅲ) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成 17 年国土交通省令第 64 号)

(ⅳ) 通則法

(ⅴ) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成 16 年法律第 102 号)

(ⅵ) 高速道路株式会社法(平成 16 年法律第 99 号)

なお、機構については、機構法第 31 条第１項により、別に法律で定めるところにより令和 97 年９月 30 日までに解散すること、また同条第２項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成 16 年法律第 102 号)附則第２条においては、同法施行後 10 年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成 27 年７月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検結果」をとりまとめております。更に、令和７年８月には、国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検フォローアップ検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検フォローアップ」をとりまとめております。

道路関係四公団の民営化の経緯については参照書類としての有価証券報告書「第一部　企業情報　第２　事業の状況　３　事業等のリスク　(２)当社グループの事業その他に関するリスクについて　15. 高速道路関係法令等の適用」を、また協定については「第一部　企業情報　第２　事業の状況　５　重要な契約等　(1) 機構と締結する協定について」を併せてご参照ください。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名　東日本高速道路株式会社
代表者の役職氏名　代表取締役社長　由　木　文　彦

1　当社は１年間継続して有価証券報告書を提出しています。

2　当社は、本邦において発行登録書の提出日(令和８年２月20日)以前５年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

(参考)
(令和８年１月30日の募集)
東日本高速道路株式会社第128回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)

券面総額又は振替社債の総額　300億円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

１．事業内容の概要

当社及び関係会社(子会社24社及び関連会社７社(令和８年３月31日現在))は、高速道路事業、受託事業、道路休憩所事業、その他の４部門に関係する事業を行っております。各事業内容は、次のとおりであります。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、東日本地域の１都１道15県(注１)において、平成18年３月31日に当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」、道路整備特別措置法(昭和31年法律第７号)第３条の規定による許可及び同法第４条の規定に基づき、高速道路(注２)の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第９条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

料金収受業務	(連結子会社) ㈱ネクスコ・トール東北、㈱ネクスコ・トール関東、㈱ネクスコ・トール北関東、 ㈱ネクスコ・サポート北海道、㈱ネクスコ・サポート新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路㈱
保全点検業務	(連結子会社) ㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道、㈱ネクスコ・エンジニアリング東北、 ㈱ネクスコ東日本エンジニアリング、㈱ネクスコ・エンジニアリング新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路㈱
維持修繕業務	(連結子会社) ㈱ネクスコ・メンテナンス北海道、㈱ネクスコ・メンテナンス東北、 ㈱ネクスコ・メンテナンス関東、㈱ネクスコ・メンテナンス新潟、 ㈱関東エリアクリーン (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路㈱
交通管理業務	(連結子会社) ㈱ネクスコ・パトロール東北、㈱ネクスコ・パトロール関東、 ㈱ネクスコ・サポート北海道、㈱ネクスコ・サポート新潟 (持分法適用関連会社) 東京湾横断道路㈱
その他業務(注３)	(連結子会社) ㈱ネクスコ東日本トラスティ (持分法適用関連会社) ㈱NEXCOシステムソリューションズ、高速道路トールテクノロジー㈱、㈱高速道路総合技術研究所

（注）１．北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県及び長野県
（東京都、神奈川県、富山県及び長野県は一部区域）
２．高速道路会社法第２条第２項に規定する高速道路をいいます。
３．用地調査管理、財産整理及び道路敷地管理等、有料道路の通行料金及び交通量等の電子計算、料金収受機械の保守・点検・整備・保全等並びに高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発の業務を行っております。

(2) 受託事業

受託事業においては、高速道路会社法第５条第４項の規定に従い、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等で、経済性、効率性等から当社が行う事業と一体として実施することが適当と認められる工事等を当社が行っております。

(3) 道路休憩所事業

道路休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設及び管理等を行っております。

当社グループの管理するサービスエリア(以下、「SA」といいます。)・パーキングエリア(以下、「PA」といいます。)330箇所のうち、商業施設を所有している191箇所については㈱ネクスコ東日本エリアトラクト(連結子会社)が、一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)の海ほたるPAについては東京湾横断道路㈱(持分法適用関連会社)が、それぞれ商業施設の管理運営を行っております。また、SA・PAの直営店舗運営業務については㈱ネクスコ東日本リテイル(連結子会社)が、商業施設の管理点検業務及びコンシェルジェ業務については㈱ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)が、商業施設における配送・共同仕入れ等の業務については㈱ネクスコ東日本ロジテム(連結子会社)が、飲食店舗運営業務については㈱ネクスコ東日本シティフード(連結子会社)が行っております。

(4) その他

その他においては、カード事業、WEB事業、駐車場事業、占用施設活用事業、トラックターミナル事業及び海外事業等を実施しております。

このうち、カード事業については、ETC機能、クレジット機能及び電子マネー決済機能を搭載した「E-NEXCO pass」の発行を当社が行っております。また、WEB事業については、料金検索システム及びSA・PA情報の提供等を当社及び㈱ネクスコ東日本イノベーション＆コミュニケーションズ(連結子会社)が行っております。駐車場事業については、日比谷自動車駐車場の管理運営を、占用施設活用事業については、高速道路の高架下の占用施設を活用した事業を、当社並びにその一部業務を委託した㈱ネクスコ東日本エリアサポート(連結子会社)及び㈱ネクスコ東日本トラスティ(連結子会社)が行っております。トラックターミナル事業については、東北高速道路ターミナル㈱(持分法適用関連会社)が仙台南(宮城県名取市)及び郡山(福島県郡山市)の２箇所におけるトラックターミナルの管理運営を行っております。海外事業については、インド現地法人であるE-NEXCO INDIA PRIVATE LIMITED(連結子会社)を通じて、インドにおける技術支援業務の一環として路面性状測定業務を実施しております。また、日本高速道路インターナショナル(株)(持分法適用関連会社)では、海外における道路事業に関する調査等の業務を行っております。

その他、㈱ネクスコ東日本イノベーション＆コミュニケーションズ(連結子会社)がスマートメンテナンスハイウェイ(注)関連技術や情報基盤高度化技術の調査研究・開発及びそれらの成果について内部活用の展開支援・外販等の業務を行っております。また、㈱NEXCO保険サービス(持分法適用関連会社)が損害保険及び生命保険の代理店業務を行っております。

（注）長期的な道路インフラの安全・安心の確保に向け、ICT(Information and Communication Technology)

の導入や機械化等を行い、これらが技術者と融合した総合的なメンテナンス体制を構築し、維持管理・更新の効率化や高度化を図るものです。

２．主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		令和４年３月	令和５年３月	令和６年３月	令和７年３月	令和８年３月
営業収益	(百万円)	1,030,388	1,108,624	1,111,528	1,171,883	1,284,583
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△1,223	△1,738	9,058	6,877	5,923
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	△1,480	7,384	8,742	5,829	6,631
包括利益	(百万円)	1,390	4,670	16,614	19,506	14,959
純資産額	(百万円)	235,464	240,135	256,749	276,256	291,215
総資産額	(百万円)	1,536,237	1,745,022	1,962,169	2,157,733	2,458,458
１株当たり純資産額	(円)	2,242.52	2,287.00	2,445.23	2,631.00	2,773.48
１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	(円)	△14.09	70.33	83.26	55.51	63.15
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	15.3	13.7	13.0	12.8	11.8
自己資本利益率	(%)	△0.6	3.1	3.5	2.1	2.3
株価収益率	(倍)	―	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△100,776	△56,487	△204,584	△276,530	△153,468
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△38,992	△36,494	△46,499	△47,923	△61,009
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	168,321	132,440	207,442	247,367	293,548
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	182,628	222,049	178,429	101,336	180,410
従業員数〔外、平均臨時雇用人員〕	(人)	15,395〔1,872〕	15,482〔1,829〕	15,737〔1,937〕	15,876〔1,780〕	15,939〔1,892〕

(注) １．第18期、第19期、第20期及び第21期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第17期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
３．従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は[ ]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月		令和４年３月	令和５年３月	令和６年３月	令和７年３月	令和８年３月
営業収益	(百万円)	1,011,999	1,086,184	1,086,549	1,145,773	1,258,517
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△6,469	△7,847	1,113	1,769	1,273
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	△4,172	3,533	2,407	3,067	3,833
資本金	(百万円)	52,500	52,500	52,500	52,500	52,500
発行済株式総数	(千株)	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
純資産額	(百万円)	191,830	195,398	197,817	200,855	204,680
総資産額	(百万円)	1,488,929	1,698,174	1,906,970	2,098,728	2,396,926
１株当たり純資産額	(円)	1,826.95	1,860.93	1,883.97	1,912.91	1,949.33
１株当たり配当額 (うち１株当たり中間配当額)	(円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
１株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	(円)	△39.73	33.65	22.93	29.21	36.51
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	(円)	－	－	－	－	－
自己資本比率	(%)	12.8	11.5	10.3	9.5	8.5
自己資本利益率	(%)	△2.1	1.8	1.2	1.5	1.8
株価収益率	(倍)	－	－	－	－	－
配当性向	(%)	－	－	－	－	－
従業員数	(人)	2,457	2,516	2,573	2,600	2,643
株主総利回り (比較指標：－)	(%) (%)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
最高株価	(円)	－	－	－	－	－
最低株価	(円)	－	－	－	－	－

(注) １．第18期、第19期、第20期及び第21期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第17期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、１株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．株価収益率、株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

３．従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。